

令和3年度笠松町監査計画

第1 監査基本方針

監査委員は、地方自治法に基づき、町から独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。また、公正で合理的かつ能率的な行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点をおいて監査等を実施し、もって、町行財政運営における適法性、効率性、妥当性の確保を期するものとする。さらに、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意し、実施するものとする。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いている。令和2年度の第三次にわたる補正予算の政策効果等もあり持ち直しの動きもみられるが、その感染状況が内外経済を下振れさせるリスクをはらんでいる。

こうした中、我が国は新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応を喫緊の課題としつつも、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図り、防災・減災・国土強靱化の推進など安全安心な社会の実現を目指している。

このような状況の中、笠松町の財政状況は、町債残高が平成29年度末をピークに横ばいの状況であり、今後も公債費の増加が見込まれるとともに、医療などの扶助費の増加は避けられず、厳しい財政状況が続く中、公共施設の老朽化対策をはじめとする投資的事業にも多額の経費が必要となり、財源確保が喫緊の課題となっている。

そこで、財務の執行に関し計数等の正確性、手続きが法令等に従って、適正かといった正確性を重点に経済性、効率性、有効性を観点として住民目線に立って監査を実施する。

本年度の監査等に当たっては、地方自治法の改正により、昨年4月から施行した「笠松町監査基準」に基づき、決算や行政執行の現況における違法性、不当性の指摘はもとより、提言や指導を含め、本町における内部統制の適正執行に特に重点をおいて監査等を実施し、執行される各種事務事業が適切な規模、内容をもって効果的に運営され、その事業目的を達成できているかどうか、迅速な情報収集や定期監査を補完的にする随時の監査等による状況確認を踏まえながら、もって町行財政の適法性、効率性の増進に寄与するとともに町民の信頼と理解を得られるよう十分留意して各種監査等を実施していく。

第2 監査等の種類と方法

1 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項、笠松町監査委員条例第4条）

各会計の現金の出納について、毎月の計数を関係諸帳簿と照合確認するとともに検査当日の現金の保管状況を検査し、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

- (1) 対象
一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計
- (2) 実施時期
毎月20日以降
ただしやむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。
- (3) 実施体制
検査調書及び関係資料の提出を求め、会計管理者、水道課長及び担当課職員から検査調書等をもとに説明を聴取し、質疑を行う。
- (4) 月次計数について
・現金等明細書、歳入歳出集計表は、正確に調整されているか。
・保管現金は、帳簿残高及び残高証明書と合致しているか。
・毎月の収入・支出は均衡がとれているか。
・債券の管理は適正に行われているか。
・基金の管理運用は適正に行われているか。
- (5) 歳入・歳出について
・収入金・支出金の内容は適正であるか。
・調定から収納までの手続きは適正であるか。
・支出負担行為から支払いまでの手続きは適正であるか。
- (6) 結果報告
出納検査終了後は速やかに事務局が結果報告書を作成して、各委員の意見調整のうえ町長、議長に報告する。

2 定例監査（地方自治法第199条第1項第1号及び第4号、笠松町監査委員条例第3条）
町の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が、法令等の趣旨に則り適正に処理されており、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

- (1) 対象
令和3年度の事業及び財務に関する事務全般を対象とする。
- (2) 実施時期
令和4年1月
- (3) 実施体制
各課（等）ごとに監査資料の提出を求め、担当部長、課長等から資料に基づいて説明を聴取する。必要に応じて関係諸帳簿の提出を求め、計数の確認及び質疑を行う。

- (4) 予算の執行の内容・状況及び会計事務についての確認
- (5) 財産の取得・その管理についての確認
- (6) 事務事業の管理についての確認
- (7) 結果報告

定例監査終了後は速やかに事務局が結果報告書を作成して、各委員の意見調整のうえ町長、議長に報告する。

3 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項・、笠松町監査委員条例第5条）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

- (1) 対象
一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計
- (2) 実施時期
令和3年8月
- (3) 実施体制
各課（等）ごとに審査資料の提出を求め、担当部長、課長等から決算書及び資料等の説明を聴取するとともに決算計数の確認及び分析を行い、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを審査し、意見を付する。
- (4) 決算計数についての確認
- (5) 予算執行状況についての確認
- (6) 意見書の作成報告
審査終了後は速やかに事務局が意見書原案を作成して、各委員の意見調整のうえ町長に報告する。
- (7) 議会の認定等
一般会計、特別会計、企業会計(水道・下水道)について、9月の定例会に上程して認定を受ける。

4 財政健全化法審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成され、健全化判断比率の算定が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

公営企業会計については、併せて資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査する。

- (1) 対象
担当課（企画課）
- (2) 実施時期
決算審査時に併せて実施
- (3) 実施体制
担当課に審査資料の提出を求め、担当部長、課長等から資料等の説明を聴取するとともに決算計数の確認及び分析を行い、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを審査し、意見を付する。
- (4) 結果報告
監査終了後は速やかに事務局が結果報告書を作成して、各委員の意見調整のうえ町長に報告する。

5 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

- (1) 対象
全基金運用状況
- (2) 実施時期
決算審査時に併せて実施
- (3) 実施体制
担当課に審査資料の提出を求め、担当部長、課長等から資料等の説明を聴取するとともに基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを審査し、意見を付する。
- (4) 結果報告
監査終了後は速やかに事務局が結果報告書を作成して、各委員の意見調整のうえ町長に報告する。

6 財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項）

監査委員が必要と認めたとき、または町長の要求に基づき、財政援助を与えている団体、出資・支払保証団体及び公の施設の指定管理者などに対し、当該団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものが、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼

- (1) 対象
町から補助金等を受けている団体

- (2) 実施時期
必要に応じて実施
- (3) 実施体制
町から補助金等を受けている団体の関係資料の提出を求め、事業目的通りに執行されているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか資料に基づいて説明を聴取し、質疑を行う。
- (4) 結果報告
監査終了後は速やかに事務局が結果報告書を作成して、各委員の意見調整のうえ町長、議長に報告する。

7 行政監査（地方自治法第199条第2項）

町の事務の執行が合理的かつ効果的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正かつ正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかを主眼として、定期監査時及び必要に応じて適時に実施する。

- (1) 対象
監査の対象については、その都度定める。
- (2) 実施時期
必要に応じて実施
- (3) 実施体制
例月出納検査、定例監査の補完的監査として実施する。

8 執行上の留意点

町政の公正かつ効率的な運営を担保する監査の機能を、なお一層発揮するため、次の点に十分留意する。

- (1) 監査の実施に当たっては、事業の内容、過去の監査結果等を総合的に検討するとともに、監査対象事業に即した事前準備の充実を図る。
- (2) 報告書文案の作成に当たっては、町民が内容を十分理解できるように、平易、簡潔な文章表現に十分留意するとともに、指摘の理由、根拠及び不適切支出などの金額を明確に示すように努める。

第3 監査等実施計画

1 実施の基本方針

監査等業務の実施に当たっては、事務事業の執行が法令例規等、議会の議決事項、予算等に基づいて行われているかに留意し、積極的かつ指導的に監査等を実施する。なお、監

査等計画表は、「別表1」のとおりとする。

2 監査等の実施

定例監査、決算審査、例月出納検査については、次のとおり監査の重点項目に従って実施する。また、監査の実効性を確保するため、前年度における指摘事項の措置、てん末の追跡を強化することに努める。

(1) 定例監査（地方自治法第199条第1項第1号及び第4号）

・監査の重点

笠松町監査基準第2条第1項第1号及び第2号、第8条並びに第15条の規定に基づき実施するものとするが、監査基準について総務大臣が示す指針の策定について（平成31年総務省自治行政局総行行発第110号）による別添2「実施要領」のうちから適宜選択する。

・監査等の実施手続きの選択適用

笠松町監査基準第10条及び第11条に規定する手続き、証拠を入手して実施する。

・報告及び公表等（笠松町監査委員条例第3条第2項）

監査終了後、速やかに報告書を作成し議会及び町長等への報告と公表を行う。なお、監査等の講評は、必要に応じて町担当者に対して行う。

(2) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）及び基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）並びに健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）及び資金不足比率審査（同法第22条第1項）

・審査の方法等

新公会計基準への対応状況を確認するとともに、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証、予算の執行や事業等における経営が適正かつ効率的、効果的に行われているかどうかを主眼として審査を行う。

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査を行う。

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査については、それぞれの比率と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性について審査を行う。

・審査の重点

一般会計及び特別会計では、笠松町監査基準に基づき実施するものし、歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令で定める様式を基準として作成されているか、決算書等の計数は正確か、会計別款別予算執行

状況、違法又は不当な調定や支出はないか、決算に当たって煩雑な流用がされていないか、予算額に比して、多額の不用額を生じているものはないかなどについて審査する。また、健全化判断比率の審査については、健全化判断比率の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、適正に行われているかどうかについて審査する。

企業会計では、上述のほか法令に定められたすべての決算書類が具備されているか、法令に準拠して作成されているか、決算額年度比較分析、比率分析などについて審査する。また、資金不足比率の審査については、資金不足比率の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、適正に行われているかどうかについて審査する。

(3) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

・検査の重点

笠松町監査基準第2条第1項第5号及び第6号、第8条並びに第15条の規定に基づき実施するものとし、現金出納に係る諸帳簿と証拠書類及び検査資料の突合などにより、計数の正確性の検証をし、各科目において前月に比較して異常な増減がないか、また、現金、預金、一時借入金残高の確認などについて実施する。

附 則

この計画は、令和3年4月1日から施行する。